

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

国は、荒川水系荒川と支川（入間川、越辺川、小畔川、高麗川、都幾川）を「洪水予報河川」に指定し、洪水予報区間で氾濫した場合の浸水想定を行っている。浸水想定では、国土交通省荒川上流・下流河川事務所が、想定される最大規模の大雨（荒川流域の72時間総雨量632ミリ）が降ったことにより、荒川やその支川が氾濫した場合に想定される浸水の状況を「荒川水系荒川浸水想定区域図」として作成している。これによると、国道254号線以北の柳瀬川沿いで最大で0.5～3m未満の浸水が想定される。

県では、荒川水系新河岸川、柳瀬川及び黒目川について、「水位情報周知河川」に指定し、浸水想定を行っている。県の浸水想定は、おおむね100年に1回程度起こる大雨（2日間に総雨量332.6ミリ）が降ったときに、新河岸川・柳瀬川・黒目川の水位が上昇し、堤防が決壊又は堤防から越流した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めたものであり、「荒川水系新河岸川・柳瀬川・黒目川浸水想定区域図」として作成している。これによると、本市では、黒目川沿いの浸水は想定されておらず、柳瀬川沿いの両岸で浸水が想定されており、深いところで1m～2m未満の浸水が想定される。

新座市では、上記2つの浸水想定区域及び本市が独自に行った黒目川沿いの浸水想定区域の調査から予測される浸水範囲とその深さを基に、平成30年3月に「新座市洪水・土砂災害ハザードマップ」として取りまとめている。

(震災：中央防災会議)

新座市は、中央防災会議が公表している、「どの場所の直下でも発生する可能性のあるフィリピン海プレート内の地震(Mw7.3)」及び「地表断層が不明瞭な地殻内の地震(Mw6.8)」を想定地震として、被害想定を行い、対策を検討していくものとする。

中央防災会議の想定した震度分布を見ると、これらの地震による本市の震度は震度6強(6.0～6.25)であるので、市内の計測震度を一律に6.2として被害想定を実施する。本市に関係する地震被害想定としては、県が平成24・25年度に地震被害想定調査を実施して、その結果を公表している。その中で県は、東京湾北部地震、立川断層帯地震等、5つの地震を想定して被害想定を実施している。そのうち、新座市に最も大きな被害が発生すると想定される地震は、東京湾北部地震である。

(その他)

新座市は、農村時代の昔から風水害の少ない地域であったが明治5年の柳瀬川右岸水防組合設立の記録から、この地域に多少災害があったことを伺わせる。昭和29年に柳瀬、中野、竹間沢の3か町村にわたる左岸水防組合が設立されたことは、柳瀬川のような中河川においても水防が重要になったことを示している。

なお各地で昨年大きな被害をもたらした台風15、19号では当市には軽微な影響しかなかった。

(2) 商工業者の状況 (平成24年度事業所・企業統計調査より)

・商工業者数 4,572件 (うち小規模事業者数 3,569件)

【商工事業者数の内訳】

製造業	建設業	卸売業	小売業	飲食店・宿泊業	サービス業	その他	合計
578	842	265	803	515	974	595	4572

(3) これまでの取り組み

①当市の取り組み

- ・新座市防災マップ・ハンドブックの発行 (令和元年9月)
- ・新座市地域防災計画の改定 (平成30年3月)
- ・新座市洪水・土砂災害ハザードマップの発行 (平成30年3月)
- ・土のうステーション設置 (平成29年6月)
- ・緊急速報メールの配信開始 (平成24年5月)
- ・新座市地震ハザードマップの発行 (平成21年5月)
- ・避難所参集・開設訓練の実施 (毎年)

②当会の取り組み

- ・新座市商工会危機管理マニュアルの策定 (29年3月)
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・防災備品(スコップ、懐中電灯、非常用軽食・飲料水を職員用3日程度)備蓄

II 課題

<新座市商工会自身のBCPについて>

- ・現状 (上記の危機管理マニュアル) では、事前対策と初動対応が中心に置かれ、事業継続の体制作りが策定されていないため、BCPの策定が必要である。
- ・初動対応時の避難訓練や職員安否確認の訓練が十分でない。
- ・対策本部の立ち上げ基準が明確でない。対策本部の立ち上げ訓練を行い、不明確な点を加筆することが必要である。
- ・市や埼玉県商工会連合会と連携した連絡などの訓練が為されていない。
- ・危機管理マニュアルには優先業務と記載があるが、事業継続の観点から、何が優先業務 (重要業務) なのか明記されていない。
- ・優先業務継続のボトルネック (必要となる職員の人数など) の抽出が為されていない。
- ・ボトルネックを解消する手段や方法が明記されていない。
- ・優先業務の継続に必要な従業員数と災害時に参集可能な職員数の対比が為されていない。

<小規模事業者への支援について>

- ・自然災害の少ない地域であるため、事業者の災害リスクへの認識があまり高くない。
- ・自然災害に対する事前対策や初動対応への助言を行うことが出来る経営指導員、職員が不足している。

Ⅲ 目標

< 小規模事業者に対して >

- ・ 地区内小規模事業者に対し巡回指導時にリスクマップを活用して災害リスクを認識させる。
- ・ 事前対策（事業継続力強化計画策定・避難訓練の実施・備蓄品など）の必要性を周知する。
- ・ 自然災害が事業活動に与える影響（資金ショートによって支払いが出来ない等）を軽減するため、損害保険の加入促進を損害保険会社と連携して行う。

< 商工会自身 >

- ・ 発災時の初動対応、応急対応と発災後の速やかな復興支援策が行えるよう、商工会組織内における体制を構築する
- ・ 発災時の関係機関（新座市役所・埼玉県商工会連合会など）との連携体制を構築する。
- ・ 事業継続力強化支援計画策手のための新座市役所との協議を契機にして、災害時における市との意思疎通体制を構築する。
- ・ 危機管理マニュアルを見直し、事業継続を主眼に置いたBCPを策定する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合には、速やかに埼玉県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（2020年5月1日～2025年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、新座市策定の自然災害ハザードマップを事業者に示しながら、事業所立地場所の自然災害リスクと事業継続に対する影響を軽減するための取り組みや対策について説明する。
（休業の備えとなる損害保険、水災補償の損害保険などへの加入）
- ・ 商工会の会報やホームページなどで国の施策の紹介や自然災害リスク対策の必要性、損害保険概要、事業継続力強化計画に取り組む小規模事業者の紹介などを行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業継続力強化計画の策定支援を行う。
- ・ 発災時の避難訓練やけが人の救助訓練（AED使用等）、従業員の安否確認訓練の指導や助言を行う。
- ・ 事業継続に関する普及啓発セミナーや市の施策の紹介、損害保険の紹介を実施する。

2) 新座市商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会では新座市商工会危機管理マニュアルの策定を2017年3月に策定している。
- ・ しかし事前対策や初動応急対応に特化しているため、2025年3月末までに商工会機能を継続するための計画を作成する。

3) 関係団体との連携

- ・ 新座市との災害時協力に関する協定を結んでいる事業者との間で協定事項と災害発生時の連携手続きの確認を行う。
(協定事項とは：飲料水生活用水の供給・食料の調達・重機の調達・医薬品の輸送・医療の提供・建設土木工事や電気工事などの応急対策業務・燃料の提供・物資の輸送・災害活動用資材の提供・生活必需品の提供など)

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業継続力強化計画取り組み状況の確認を随時行う。
- ・ 新座市役所市民生活部経済振興課との定期的な協議を行い、状況確認や改善に向けて協議する。

5) 訓練の実施

- ・ 地震や台風災害の発生を想定して、新座市役所との連絡ルートが迅速に機能するかの確認を行う。
- ・ 避難訓練の他、職員の安否確認、小規模事業者の被害状況の確認などの訓練を行う。

< 2. 発災後の対策 >

1) 応急対策の実施可否の確認

- ① 自然災害発災時は、人命救助やけが人の救護活動を第一優先として活動する。
 - ・ 商工会館来館客の館外への避難誘導、広域避難場所への誘導
 - ・ 商工会館内に、けが人の応急救護場所を確保する
- ② 商工会建物や事務所内の損壊による二次被害（人への落下物の衝突）の防止を図る。
 - ・ 見回りの役割分担を決めておく
- ③ 上記の確認が取れた時点から職員並びに職員の家族の安否確認を行う。
 - ・ LINE のグループ設定を行い、安否確認を発信する。その後職員、商工会長の安否確認並びに会館の被害状況について埼玉県商工会連合会が導入を進めている LINE ワークスにて埼玉県商工会連合会を経由して埼玉県に報告する。
- ④ 事態が沈静化したら、順次会員の安否確認を行う。会員の安否確認後、被害状況については全国商工会連合会災害システムを利用して埼玉県商工会連合会を経由して埼玉県に報告する。

2) 応急対策の方針決定

- ① 危機のランクに応じ「別表：職員の行動基準」の通り対応を行う。職員自身が命の危険を感じる場合には緊急対応をせずに待機し、危険が去ってから行動を開始する。
- ② 自然災害が勤務時間外に発災した場合には、職員全員は出勤できない。商工会館まで、徒歩にて出勤可能な職員のみで対応することを想定した役割分担を行う。

「職員行動基準」

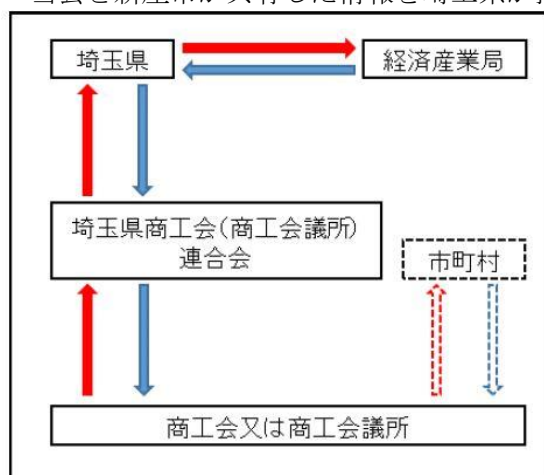
危機のランク	危機の内容	職員		対策本部要員	
		(就業時間中)	(就業時間外)	(就業時間中)	(就業時間外)
A	震度6弱以上の地震発生 新座市長が「非常体制」と認めた時	・初動対応を行う(避難、来会者の避難誘導) ・本部長の指示により帰宅する(家族の安否確認が出来ない職員を中心に) ・商工会外にいるときは本部長の指示により帰宅する	・安否状況を商工会に報告する ・本部長の指示に従い、自宅待機する	・初動対応を行う(来会者の避難誘導、商工会建物の被害状況把握) ・商工会に残り対策本部活動(出かけている職員の安否確認、家族の安否確認)を実施する ・商工会外にいるときは商工会に至急戻る	・安否状況を商工会に報告する ・家族の安全を確認した後、商工会に参集する ・商工会に参集後、対策本部活動(職員の安否確認、建物被害状況の把握)を実施する
B	震度5強の地震の発生 新座市長が「警戒体制(2号配備)」と認めた時	・本部長の指示により、業務を継続する ・商工会外にいるときは本部長の指示に従う	・安否状況を商工会に報告 ・本部長の指示に従い、商工会に参集する	同上	同上
C	震度5弱の地震の発生 新座市長が「警戒体制(1号配備)」と認めた時	・会員の状況を把握 ・通常業務を行う	・通常通り商工会に参集	・会員の状況を把握 ・相談の受付を行う	・通常通り商工会に参集

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

商工会は巡回訪問を通し、会員など小規模事業者と密接にかかわる地域唯一の組織である。このため自然災害発災時には市や関係機関から頼るべき組織として認識されている。商工会は会員を含む小規模事業者の被害状況を把握し復旧に向けた対応を行うことが求められる。

このため事務局の役割を以下の様に定めておく。

- ・事務局責任者が即座に会長、副会長に連絡する
- ・対策本部を設置する
- ・市や県連との連絡を担い、連絡の窓口となる
- ・会員からの要望を取りまとめる
- ・会員からの問い合わせに対応する
- ・会員等小規模事業者の被害状況を確認し、市や県連に報告する
- ・当会と新座市が共有した情報を埼玉県が指定する方法にて、埼玉県に報告する



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・組織運営に係る業務(会議など)は縮小し、会員等小規模事業者からの相談受付や支援業務を最優

先とする。

- ・職員の安全や商工会館の安全が確認された時から、相談窓口を開設する
- ・会員や小規模事業者の被害状況を確認する
- ・国や県又は市の被災事業者施策について、会員などに周知する

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

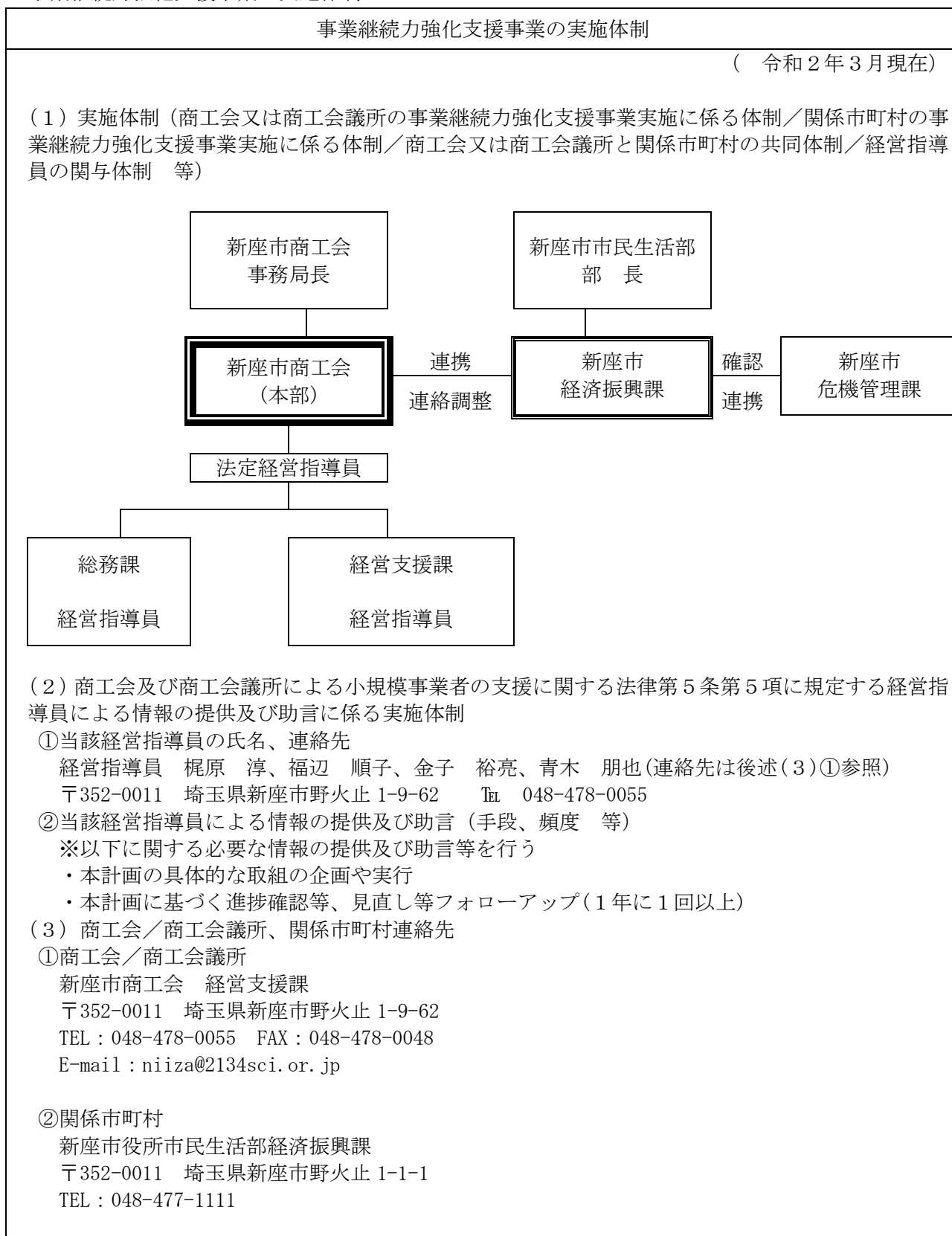
- ・埼玉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災した会員など小規模事業者に対して支援を行う。
- ・被害規模が大きく、職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域からの応援派遣などを埼玉県に相談する。

その他

- ・上記記載内容に変更が生じた場合には、速やかに埼玉県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
・ 専門家派遣	200	200	200	200	200
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンフ、チラシ製作費	50	50	50	50	50
・ チラシ郵送代	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、新座市補助金、埼玉県補助金、国補助金、手数料収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 代表取締役社長 金杉 恭三 〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿 1-28-1 担当支店 埼玉西支店 川越支社 〒350-1126 埼玉県川越市旭町 1-3-64 TEL 049-246-7200
連携して実施する事業の内容
①災害に対応した保険の周知 事業者に対し、災害時に復旧の手助けになる災害に備えた保険加入の必要性を訴求する。 ②災害に備えたBCP計画の策定支援 ③BCPセミナーの開催、個別相談
連携して事業を実施する者の役割
①当会は、事業者に対し自然災害向けBCPの策定の必要性を周知する。 ②当会は、連携者協力してセミナー、個別相談会の企画をする。 ③当会は、連携者と協力して、災害リスク対策の情報提供を行う。 ④連携者は、セミナーの開催、個別相談会について当会に協力する。 ⑤連携者は、当会の協力のもと事業者のBCP策定に関して協力支援する。
連携体制図等
<pre>graph TD; A[新座市商工会 事務局長] <--> 連携 B[あいおいニッセイ 同和損害保険(株)]; A --> C[新座市商工会 法定経営指導員]; B --> D[担当職員]; C <--> 連絡調整 セミナー 相談会 D; C --> E[地域事業所]; D --> E; E --- F[災害保険の周知 BCP計画の策定支援]; E --- G[保険の加入促進 BCP計画策定のための情報提供];</pre>